

第95期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新 株 予 約 権 等 の 状 況
連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

佐藤商事株式会社

「新株予約権等の状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(http://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	平成24年12月14日	平成25年12月20日	平成26年7月31日	
新株予約権の数	670個	580個	479個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式67,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式58,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式47,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり48,600円 (1株当たり486円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり60,200円 (1株当たり602円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり57,400円 (1株当たり574円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	平成25年1月18日から平成55年1月17日まで	平成26年1月15日から平成56年1月14日まで	平成26年8月29日から平成56年8月28日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 424個 目的となる株式数 42,400株 保有者数 5人	新株予約権の数 380個 目的となる株式数 38,000株 保有者数 5人	新株予約権の数 445個 目的となる株式数 44,500株 保有者数 5人
	社外取締役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 800株 保有者数 1人	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 700株 保有者数 1人	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 1人	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1人	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 2,800株 保有者数 2人

- (注) 1. 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
2. 第1回、第2回の新株予約権は、執行役員制度導入前のものです。

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	
発行決議日	平成27年7月31日	平成28年7月29日	平成29年7月28日	
新株予約権の数	441個	543個	391個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式44,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式54,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式39,100株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり56,700円 (1株当たり567円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり55,100円 (1株当たり551円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり95,300円 (1株当たり953円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	平成27年8月28日から平成57年8月27日まで	平成28年8月27日から平成58年8月26日まで	平成29年8月26日から平成59年8月25日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 411個 目的となる株式数 41,100株 保有者数 5人	新株予約権の数 506個 目的となる株式数 50,600株 保有者数 5人	新株予約権の数 362個 目的となる株式数 36,200株 保有者数 6人
	社外取締役	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 1,100株 保有者数 1人	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1人	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 2人
	監査役	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 1,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 23個 目的となる株式数 2,300株 保有者数 3人	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 1,300株 保有者数 3人

- (注) 1. 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内(10日目目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
2. 第1回、第2回の新株予約権は、執行役員制度導入前のものです。
3. 第5回新株予約権は、当社取締役、監査役への割当てはありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として執行役員に対し交付した新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	平成29年7月28日
新株予約権の数	214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式21,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり95,300円 (1株当たり953円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	平成29年8月26日から平成59年8月25日まで
行使の条件	(注)
執行役員への交付状況	新株予約権の数 214個 目的となる株式数 21,400株 保有者数 11人

(注) 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	8社
・連結子会社の名称	
エヌケーテック㈱	日本洋食器㈱
佐藤物流㈱	メタルアクト㈱
佐藤ケミグラス㈱	香港佐藤商事有限公司
SATO-SHOJI (THAILAND) CO., LTD.	上海佐商貿易有限公司

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	
関根鋼材㈱	佐藤ゼネテック㈱
湘南加工㈱	大東鋼業㈱
SATO-SHOJI (VIETNAM) CO., LTD.	SATO SHOJI KOREA CO., LTD
UCHIDA-SATO TECH (THAILAND) CO., LTD.	PT. SATO-SHOJI INDONESIA
深圳佐藤商事貿易有限公司	SATO TECHNO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
SATO-SHOJI INDIA PRIVATE LIMITED	佐藤塑料玻璃(蘇州)有限公司
・連結の範囲から除いた理由	
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。	

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数	3社
・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称	
山形クラッチ㈱	ネボン㈱
YUASA SATO(Thailand)Co., Ltd.	

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称	
関根鋼材㈱	佐藤ゼネテック㈱
湘南加工㈱	大東鋼業㈱
富士自動車興業㈱	中越精密工業㈱
SATO-SHOJI (VIETNAM) CO., LTD.	SATO SHOJI KOREA CO., LTD
UCHIDA-SATO TECH (THAILAND) CO., LTD.	PT. SATO-SHOJI INDONESIA
曾我部(蘇州)減速機製造有限公司	深圳佐藤商事貿易有限公司
SATO TECHNO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	SATO-SHOJI INDIA PRIVATE LIMITED
佐藤塑料玻璃(蘇州)有限公司	PS Device&Material INC.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③すべての持分法適用会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海佐商貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

ロ. デリバティブ

個別法及び移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置 8年～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ハ. リース資産

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・ 一般債権

貸倒実績率法

・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるための引当で、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

二. 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…売掛金、貸付金、買掛金、借入金

ハ. ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建輸出入取引及び資金貸付に伴うキャッシュ・フローを確定させることを目的にデリバティブ取引を利用しております。

金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクを回避することを目的に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております（決算日における有効性の評価を省略しております）。

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異については、当連結会計年度に一括費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,010百万円
(2) 偶発債務	
保証債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入及びリース会社からのリース債務残高に対し、債務保証を行っております。	
YUASA SATO(Thailand)Co., Ltd.	919百万円 (270百万パーツ)
深圳佐藤商事貿易有限公司	141百万円 (8百万元)
計	1,061百万円
(注)外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。	
(3) 連結会計年度末日満期手形等	
連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。	
受取手形	2,017百万円
電子記録債権	402

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,799千株	-	-	21,799千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	259千株	48千株	-	307千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取り及び新株予約権の行使に伴い交付する株式に充当するために取得したものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成29年6月23日開催の第94期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 387百万円
- ・ 1株当たり配当額 18円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月26日

ロ. 平成29年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 343百万円
- ・ 1株当たり配当額 16円
- ・ 基準日 平成29年9月30日
- ・ 効力発生日 平成29年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成30年6月22日開催の第95期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 515百万円
- ・ 1株当たり配当額 24円
- ・ 基準日 平成30年3月31日
- ・ 効力発生日 平成30年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

397,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用限度管理規定及び経理規定に沿ってリスク低減を図っております。なお、多額な取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討しております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の変動リスクに晒されております。なお、上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金(長期)であり、長期借入金の金利変動リスクについては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建の金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	3,589	3,589	-
(2) 受取手形及び売掛金	59,831	59,831	-
(3) 電子記録債権	10,146	10,146	-
(4) 投資有価証券			
① 関係会社株式	879	964	84
② その他有価証券	15,764	15,764	-
(5) 支払手形及び買掛金	(52,377)	(52,377)	-
(6) 短期借入金(※2)	(7,664)	(7,664)	-
(7) 長期借入金(※2)	(12,543)	(12,542)	△1
(8) デリバティブ取引	(7)	(7)	-

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金2,400百万円は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

上記デリバティブ取引は、ヘッジ会計の原則的処理を適用している為替予約について記載しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理されている外貨建債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該外貨建債権債務に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載してあります。(上記(7)参照)

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

非上場株式(連結貸借対照表計上額997百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,400	2,400	2,606	2,835	1,802	500

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都の他全国に駐車場施設や賃貸建物、賃貸住宅を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は、賃貸収入1億4千2百万円、賃貸費用5千6百万円、差額8千5百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,046	5,984

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。それ以外の物件については路線価等に基づいて算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,023円36銭

(2) 1株当たり当期純利益 145円54銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

特記事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法及び移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～50年
機械装置 8年～17年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
ただし自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - ・ 一般債権 貸倒実績率法
 - ・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法
 - ② 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるための引当で、将来の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異については、当事業年度に一括費用処理しております。

④投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…売掛金、貸付金、買掛金、借入金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建輸出入取引及び資金貸付に伴うキャッシュ・フローを確定させることを目的にデリバティブ取引を利用しております。

金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクを回避することを目的に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております（決算日における有効性の評価を省略しております）。

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

(7)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	12,482百万円
(2)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	3,093百万円
②長期金銭債権	500百万円
③短期金銭債務	2,029百万円

(3)偶発債務

保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入及び為替予約取引による債務、並びにリース会社からのリース債務残高に対し、債務保証を行っております。

上海佐商貿易有限公司	304百万円 (18百万円)
YUASA SATO(Thailand)Co.,Ltd.	919百万円 (270百万円)
深圳佐藤商事貿易有限公司	141百万円 (8百万円)

計	1,365百万円
---	----------

(注)外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

(4)事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が事業年度末残高に含まれております。

受取手形	1,952百万円
電子記録債権	401

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	8,150百万円
②営業費用	4,562百万円
③営業取引以外の取引高	98百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	259千株	48千株	-	307千株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取り及び新株予約権の行使に伴い交付する株式に充当するために取得したものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産	賞与引当金	296百万円
	貸倒引当金	32
	未払事業税	41
	賞与法定福利費	39
	たな卸資産評価損	32
	その他	44
	小計	485百万円
	評価性引当額	△27百万円
	合計	457百万円
繰延税金資産の純額		457百万円

② 固定の部

繰延税金資産	貸倒引当金	47百万円
	減損損失	70
	減価償却費	319
	投資有価証券評価損	313
	退職給付引当金	48
	会員権評価損	8
	その他	167
	小計	976百万円
	評価性引当額	△608百万円
	合計	367百万円
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△668百万円
	特別償却積立金	△2
	その他有価証券評価差額金	△3,323
	その他	△14
	合計	△4,009百万円
繰延税金負債の純額		△3,642百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
交際費等永久に損金算入されない項目	1.7
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△0.9
住民税の均等割	1.1
評価性引当額による調整	1.4
税額控除の調整	△2.7
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.4%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年内 10百万円

1年超 14

合計 24百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,810円18銭

(2) 1株当たり当期純利益 109円43銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。